

く政第80635号  
平成26年11月25日

医薬品  
医薬部外品  
医療機器  
体外診断用医薬品

製造（製造販売）業者 殿

富山県厚生部くすり政策課長

### 富山県GMP/QMS調査実施要領の改訂について

平素から、本県の薬務行政の推進にご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県では、GMP/QMS調査の整合性の確保及び効率的な実施を図るため、「富山県GMP/QMS調査実施要領」（平成20年6月制定、平成24年10月改訂）を運用してきたところですが、今般、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、その一部を改訂し、「富山県GMP調査実施要領」いたしましたので、お知らせします。

なお、改正法附則第63条第1項第2号に該当する体外診断用医薬品及び医療機器のQMS調査については、引続き改訂前の「富山県GMP/QMS調査実施要領」により実施します。

（事務担当：指導係）